

令和5年度税制改正に関する要望

令和4年10月

全国町村議会議長会

令和5年度税制改正に関する要望

令和4年10月

全国町村議会議長会

- 1 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
- 2 東京への税財源の一極集中を是正すること。
- 3 地方税は、地域偏在性の小さい税目構成とすること。
- 4 幼児教育の無償化や待機児童の解消など、社会保障施策を実施するための財源を確実に確保すること。
- 5 個人住民税については、地域の住民サービスを支える基幹税としての役割や応益課税としての性格の重要性を踏まえ、その確保・充実を前提として検討を行うとともに、課税ベースの縮小につながるような新たな税額控除の導入や政策誘導的な控除の拡大は行わないこと。
- 6 固定資産税については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税される基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。

特に、令和4年度における土地に係る固定資産税の負担調整措置に関し、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%までとされたことについては、令和4年度限りとするとともに、令和5年度は負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置を確実に実施すること。

また、新型コロナウイルス感染症対策等の経済対策や、生産性革命の実現等の政策的な措置については、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。

7 地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の税負担軽減措置等を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。

特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。

8 自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中で、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

9 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を確保・充実すること。

10 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の整備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

- 11 ゴルフ場利用税は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、道路整備や環境対策など、同市町村の行政サービスと密接な関係を有し、極めて貴重な財源となっていることから、本税に代わる恒久的かつ安定的な財源はありえず、現行制度を堅持すること。
- 12 航空機燃料譲与税については、空港関係町村における航空機騒音対策や空港周辺整備等に要する貴重な財源となっているため、令和5年3月末までの特例措置の延長など、町村に減収が生じることのないようにすること。
- 13 電気・ガス供給業等に係る法人事業税の収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、現行制度を堅持すること。
- 14 地方税の手続きのデジタル化や基幹税務システムの標準化に当たっては、町村の意見を十分に踏まえて進めるとともに、地方独自に行う取組を含めて、人的・技術的・財政的支援を講じること。
- 15 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入に当たっては、免税事業者が不利益を被らないよう、適切な措置を講じること。

- 16 町村議会議員の政治活動を支えるため、町村議会議員についても都道府県や政令指定都市の議会議員と同様、個人の政治献金を寄附金控除の対象とすること。

- 17 農林漁業用A重油・軽油に係る税制特例措置を恒久化すること。

- 18 除雪機械に係る燃油価格の高騰に対処するため、揮発油税及び軽油引取税の減免措置を講じること。

- 19 離島、奄美群島及び半島地域における工業用機械等に係る所得税及び法人税の割増償却制度を延長すること。